

**最高人民法院**  
**「電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に関する指導意見」**  
**(意見募集稿) 意見募集表**

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
第一条	<p>(以下の下線部分の追記)</p> <p>人民法院は…、電子商取引プラットフォームを介する<u>専利権侵害</u>、模倣、海賊版等の権利侵害商品の提供行為を法により制止し、…促進しなければならない。</p>	<p>草案内容の通り「模倣、海賊版等」だけを明示的に記載していると、模倣、海賊版だけを対象にした指導意見であるかのような誤解を与える恐れがある。</p> <p>電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件に含まれる代表的事例として専利権侵害が存在するので、模倣、海賊版だけを対象にした指導意見であるかのような誤解を与えないようにして、電子商取引プラットフォーム上経営活動の規範化、秩序化、健全化した発展の促進をする為に、専利権侵害を追加して「専利権侵害、模倣、海賊版等」とすべきである。</p>
第四条	<p>(明確化の要望)</p> <p>「電子商取引プラットフォーム運営事業者は、…、侵害された権利の性質、具体的な侵害の状況と<u>技術条件</u>に応じ、必要な措置を速やかに講じなければならない。」と規定されるうち、「<u>技術条件</u>」とは何を指すのか不明確なので、具体的な内容を複数例示する等して明確にして頂くことを要望する。</p>	<p>草案内容の「技術条件」が何を指すのか不明確であると、電子商取引プラットフォーム運営事業者は、何に応じて必要な措置を速やかに講じなければならないのか分からず、運営事業者によって必要な措置を講じたり講じなかったりすることが生じ、電子商取引プラットフォーム上経営活動の規範化、秩序化、健全化した発展の促進を阻害しかねない。</p>
第四条	<p>(以下の下線部分の追加修正)</p> <p>…これらに限らない。<u>電子商取引プラットフォーム運営事業者は、プラットフォーム内事業者が複数回にわたって<u>知的財産権を侵害したと認定</u>した場合、取引とサービス提供を終了させる措置を講じる権利を有する。</u></p>	<p>草案内容の「意図的に」は、電子商取引プラットフォーム運営事業者が確認、認定、または証明することが極めて困難である。</p> <p>したがって、措置を講じる権利を有する電子商取引プラットフォーム運営事業者が実際に行える内容で規定すべきである。</p>

<p>第六条</p>	<p>(以下の下線部分の追加修正)</p> <p>…ただし、関連措置は、法により知的財産権を維持する <u>権利者の通知等の行為</u> に対して不合理な条件や障害を設けたり、…</p>	<p>草案内容の「権利者の行為」は何を指すのか不明確である。「権利者の行為」が何を指すのか不明確であると、電子商取引プラットフォーム運営事業者は、何に対して不合理な条件や障害を設けてはならないのか分からず、運営事業者によって異なる対応となり、電子商取引プラットフォーム上経営活動の規範化、秩序化、健全化した発展の促進を阻害しかねない。</p> <p>そこで、権利者の行為に含まれる代表例のひとつである通知を明示的に記載し、電子商取引プラットフォーム上経営活動の規範化、秩序化、健全化した発展の促進を阻害しないようにすべきである。</p>
<p>第七条</p>	<p>(以下の※に記載した内容を削除)</p> <p>…電子商取引プラットフォームに要請する具体的な措置等が含まれる。</p> <p>※草案内容の「、通知の真実性に関する保証」を削除</p>	<p>草案内容の「通知の真実性に関する保証」は何を指すのか不明確である。「通知の真実性に関する保証」が何を指すのか不明確であると、知的財産権利者は、通知に何を含まれば良いのか分からず、通知を出すことができず、電子商取引プラットフォーム上経営活動の規範化、秩序化、健全化した発展の促進を阻害しかねない。</p> <p>そこで、「通知の真実性に関する保証」を削除して権利者が通知を出せる状況を作り、電子商取引プラットフォーム上経営活動の規範化、秩序化、健全化した発展の促進を阻害しないようにすべきである。</p>
<p>第九条</p>	<p>(以下の下線部分の追加修正)</p> <p>…一般的に、有効なプラットフォーム内事業者の <u>身分、住所および連絡先を含む</u> 情報、正確に特定できる必要な措置の終止を要請する商品又はサービスの情報、正当な使用である等を含む侵害行為が存在しないことの <u>合理的な</u> 証拠、電子商取引プラットフォームに終止を要請する具体的な措置、声明の真実性に関する保証等が含まれる。声明は、文書によるものでなければならない。</p> <p><u>電子商取引プラットフォーム運営事業者</u></p>	<p><u>(1)追記した「身分、住所および連絡先を含む」について</u></p> <p>草案内容の「有効なプラットフォーム内事業者の情報」はどのような情報なのかを明確する必要があると考えます。以下を参照して「身分、住所および連絡先を含む」を追記することを提案します。</p> <p>・最高人民法院から同日付けて意見募集が出ている「ネットワーク関連知的財産権侵害紛争における法律適用の問題についての回答」の第四条「上述の声明には、侵害行為</p>

は、知的財産権利者に声明を転送する前に、その中身の真実性につき第一次的な確認を行うものとし、真実性について明らかな疑義がないもののみを声明として扱うものとする。

声明が専利権に係る場合、…

の不存在に関する初歩的な証拠及びネットワークユーザーの真実な個人情報が含まなければならない。」「中華人民共和国電子商取引法」の第二十七条「プラットフォームでの商品販売やサービス提供を申請する経営者に対し、その身分、住所、連絡先、行政許可等の真実な情報を提出するよう要求し」

(2)「初歩的な」を「合理的な」に変更修正した点について

草案内容で規定された、電子商取引プラットフォーム内事業者が提出する声明に含まれる「初歩的な証拠」とは、どのようなものか不明確である。権利者は、声明に含まれる証拠に基づき、人民法院への提訴又は行政機関へのクレームが必要となる為、初歩的な証拠ではなく「合理的な証拠」であることが必要である。

(3)追記した「電子商取引プラットフォーム運営事業者は、…真実性について明らかな疑義がないもののみを声明として扱うものとする。」について

プラットフォーム内事業者は侵害行為が存在しない旨の声明を提出することが、実務上多くある。しかしながら、侵害行為が存在しない旨の声明の中には、虚偽の情報を含むものや体裁をなしていないものが多く存在する。このような声明を一律に知的財産権利者に転送されると、知的財産権利者だけでなく、人民法院や行政機関の負担が過度に増大する。

したがって、知的財産権利者、人民法院、および行政機関の過度な負担を増大させない為に、電子商取引プラットフォーム運営事業者が、初歩的な証拠の真実性について第一次的な確認を行い、真実性について明ら

		かな疑義がないもののみ声明として扱うものとすべきである。
第十一条	<p>(以下の下線部分の追加)</p> <p>…、25 営業日以内に、知的財産権利者が提出すべき人民法院又は行政機関の受理通知書を電子商取引プラットフォーム運営事業者が受け取っていない場合、講じているリンク削除、ブロック、解除等の撤去措置を速やかに終了されなければならない。<u>但し、外国人、外国企業或いは外国のその他組織である知的財産権利者が、25 営業日以内の期間について合理的期間の延長を求めた場合、電子商取引プラットフォーム運営事業者は合理的期間の延長を認めなければならない。</u></p>	<p>知的財産権利者が外国法人の場合、訴訟代理人等に対し授權証 (POA) を発行し、更に、公証手続および領事認証手続が必要となる。その結果、公証手続および領事認証手続に要する期間、更に、国際郵送等で郵送に要する期間の合計が、25 営業日を超える恐れがある。</p> <p>したがって、外国法人の場合、合理的期間の延長を求めることができる規定を定め、中国国内企業と外国企業との間で差別的状況が生まれしないような処置を講じなければならない。</p>
第十六条	<p>(以下の下線部分の追加)</p> <p>…、プラットフォーム内の「旗艦店 (フラッグシップショップ)」、「専営店 (フランチャイズ・ディーラー)」との文字を表示する事業者、<u>または「旗艦店 (フラッグシップショップ)」、「専営店 (フランチャイズ・ディーラー)」に相当する文字を表示する事業者の権利証明を審査していない場合、…</u></p>	<p>電子商取引プラットフォーム内に表示されている文字は、電子商取引プラットフォームごとに異なる。</p> <p>したがって、草案内容の「旗艦店 (フラッグシップショップ)」「専営店 (フランチャイズ・ディーラー)」に限定せず、「旗艦店 (フラッグシップショップ)」「専営店 (フランチャイズ・ディーラー)」に相当する文字も対象にしなければならない。</p>

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)